

発行 日本共産党新潟市議会議員団
市議会議員 あけと和枝
連絡先 議員団控室 Tel 226-3450
くらしの何でも相談所
〒950-2037 西区大野 157-1
Tel 264-5820 Fax 264-5831



あけと和枝

—市議会報告—

議会に一番期待されているのはチェック機能
議員をこれ以上減らしてはダメ



1月26日の党市議団主催の「つどい」には、他党派の議員も含め約100名が参加し、活発な議論が交わされました。

「地方議会・議員の役割と議員定数について」と題して講演された新潟国際情報大学の越智敏夫教授は、「議会に一番期待されているのはチェック機能」と述べ議会の役割を規定。「議員は住民の多様な意見をくみ上げるチャンネル。少数意見をどこまで尊重するかと考えた時、これ以上、議員を減らすべきではない」と明確に議員定数の削減に反対を表明。「定数よりも質ではないか」という質問には、「数と質は連動する。独裁者を生まないため、優秀な一人より、普通の多数が大切」と強調しました。

参加者から、「いまでも市民の声を通らないのに、定数を減らされたら、ますます行政の思うとおりになる」「議員の数と質は連動することがわかった」「民主主義の議論が最近なすすぎるのが、とても気になっていった。定数減があつてはならないと強く思った」などの質問や感想が寄せられました。

える議員がいましたが、現在は定数が56人(18%)と激減。すでに合併前の旧中之口村、旧潟東村、旧月潟村、旧味方村には議員がいません。しかし、議会内では日本共産党以外の会派から、「5人削減」「8人削減」など、削減ありきの声が多く出されています。

議員定数調査特別委員会では、3月2日に市民意見交換会を開き、3月議会最終日にも「最終報告」を行うことになっています。市民の声が通る議会こそ望まれているのではないのでしょうか。

新潟市合併時の各市町村の人口・議会議員数

旧市町村	人口	議員数	旧市町村	人口	議員数
新潟市	518,288	51	亀田町	32,987	21
黒埼町	25,893	22	岩室村	9,917	16
豊栄市	50,503	22	西川町	12,582	20
新津市	68,137	26	巻町	29,710	19
白根市	40,514	22	味方村	4,506	14
小須戸町	10,469	16	潟東村	6,308	16
横越町	11,700	18	月潟村	3,846	14
中之口村	6,608	16			
			合計	831,968	313

※旧市町村の議員数は合併時の議員現員数

あけと和枝
くらしの何でも相談所

あけと事務所(月~金)
午前9時から12時まで
電話 264-5820

明戸の携帯電話
090-8021-9844

新潟市議会の議員定数に関する

市民意見交換会

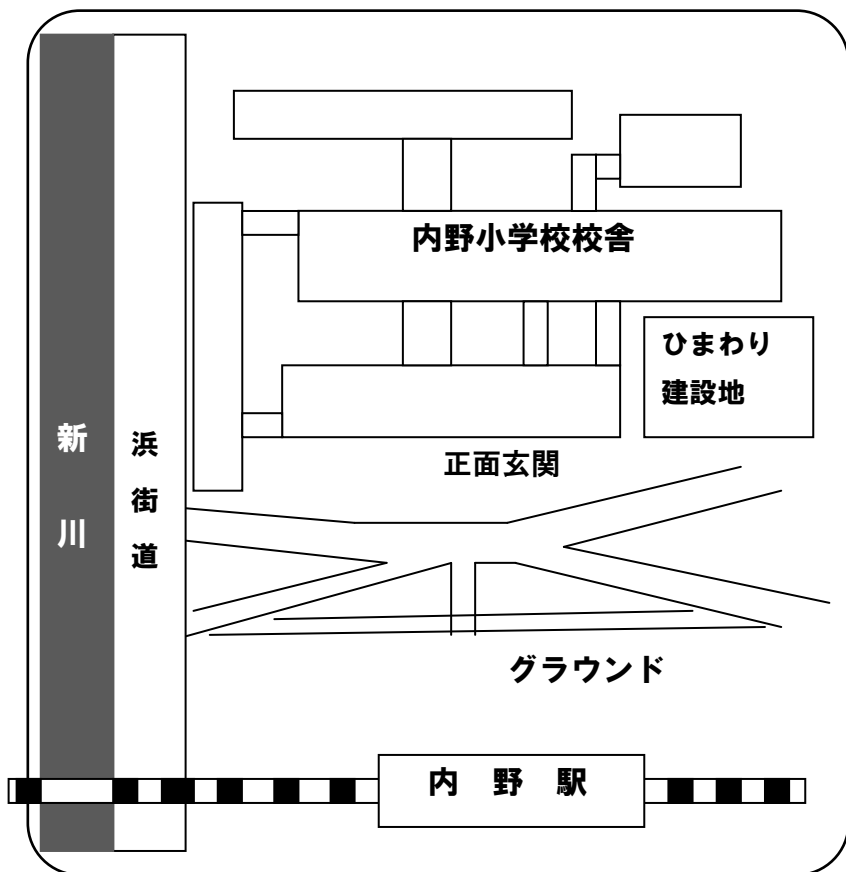
とき 3月2日(土) 午前10時
ところ 新潟テルサ 3階大会議室
主催 新潟市議会・議員定数調査特別委員会

内野ひまわりクラブ

大規模解消にむけて1ヶ所増設!

内野ひまわりクラブについては、入所児童数が1000人を超え市内でも有数の大規模クラブとなっていました。これまで「内野ひまわりクラブ父母会」から再々強い要望があり、「西区自治協議会」からも市への要望書が提出されていました。

私は繰り返し一般質問で、大規模解消を求めてきました。場所の選定などで時間がかかりましたが、今年度中にもう1か所整備することになりました。3月末までに完成させ、新学期から供用開始することになります。



「飲食費も認めてほしい」など言いたい放題

新潟市議会の「政務活動費検討会」での議論

「政務調査費」は、「議員の調査研究のため」、調査研究、研修、広報、広聴、人件費など、会派または議員に、1人当たり月15万円が交付されています。

ところが、「調査研究その他の活動」に使途の拡大を可能にした「政務活動費」に改定する法改正が、昨年8月に国会で突如提案され、短時間の審議で可決成立しました。

議員活動に対する公費支出のあり方については、十分な透明性と住民合意が確保される中で、議員活動にふさわしい基準を検討することはあり得ることです。しかし、いまなお使途の透明性が不十分なことで、使途そのものについて、税金を充てるべきでない内容が、日本共産党以外の会派や議員にあり、住民監査請求や住民訴訟の対象となつていきます。住民の信頼が損なわれているときに、合理的な説明も国民的な議論もいままに用途を拡大すべきではないとして、日本共産党は反対しました。

法改正を受けて、新潟市議会でも「政務活動費検討会」が昨年11月に設置され、明戸が党議員団を代表して委員になりました。党議員団は、条例改正について

では、「政務活動費」への名称変更にとどめ、「その他の活動」に何を含めるかは、今後十分時間をかけて市民の意見を聞くなどして決定すべきである。その間は、これまでの使途基準で対応すべきと主張してきました。

しかし、他の会派からは、「せっかく「その他の活動」が認められたのだから、大いに活かすべきだ」「ガソリン代や携帯電話代などは、私用もあるので現行は按分しているが、もっと按分の比率を多くしてもらいたい」「各種会議、団体等が開催する意見交換会等の懇親会費を認めるべきだ」「懇親会費はいらぬが、その行き返りのタクシー代を認めてほしい」などが出されました。

わたしは、「懇親会費をこれまで認めてこなかった。飲み食いに公費を使うべきではない」「市民の目線にたつて使い方を考えるべきである」と、意見を述べてきました。条例改正は2月末に議会提案の予定です。みなさんの意見をお寄せください。

